

○国土交通省告示第五百二十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第八十五号（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月一日

国土交通大臣 前田 武志

第一の四の1の(二)中「及び厚生年金保険」を削り、「第十条ノ二」を「第二十四条」に改め、「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する届出」を削り、同号の1の(三)中「同法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済機構との間で」を削る。

第一の四の1の(三)から(五)までを一ずつ繰り下げ、同号の1の(二)の次に次のように加える。

(三) 審査基準日における厚生年金保険加入の有無（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する届出を行っているか否かをいう。）

第二の四の3中「別表第七」を「別表第八」に改め、同号の4中「別表第八」を「別表第九」に改め、同号の5中「(1)」を「(一)」に、「別表第九」を「別表第十」に、「(2)」を「(二)」に、「別表第十」を「別表第十一」に改め、同号の6中「別表第十一」を「別表第十二」に改める。

附則二中「「外国」」を「「協定適用国等」」に、「外国に」を「協定適用国等に」に改め、附則

二の4中「(1)」を「(一)」に改め、附則二の5中「(2)」を「(二)」に改める。

附則三中「(一)及び(二)、3並びに」を「(一)から(三)まで、3及び」に改め、附則三(一)中「外国に」を「協定適用国等に」に改める。

附則四(一)中「(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)」及び「この号において」を削り、「子会社をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

附則六中「又は平均技術職員数」を削り、附則六(一)を次のように改める。

(一) 親会社とその子会社からなる企業集団であること。

附則六の次に次のように加える。

七 我が国に主たる営業所を有する建設業者であつて、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した子会社を外国に有するものについては、国土交通大臣が当該子会社について認定した数値を当該建設業者の種類別年間平均完成工事高に加えた数値をもつて第一の一の1に掲げる項目の数値として審査し、かつ、国土交通大臣が当該建設業者及び当該子会社について認定した数値をもつて同号の2及び同号の3に掲げる項目の数値として審査するものとする。

(一) 経営事項審査を受けていない者であること。

(二) 主たる事業として建設業を営む者であること。

付録第二の算式中「×30」を「×40」に、「(3)から(5)」を「(四)から(六)」に、「(

1) 及び (2) 」を「 (一) から (三) まで」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。